

質問回答書

平成24年5月29日

業務番号	24-B07S
業務名	平成24年度（仮称）京丹波町森づくり基本計画策定業務
業務場所	京丹波町 全域

No	質問事項	質問内容	回答
1	類似業務として認められる業務範囲の確認	以下の業務は、類似業務として認められますか。 ①調査、検討項目として、地域振興の方策検討を行った業務 ②市町村森林整備計画の策定業務	類似業務につきましては、計画策定業務を指しておりますので、調査業務は該当しません。よって、①については認められませんが、②については認められます。
2	業務担当者が複数である場合の担当者名簿記載方法の確認	担当者名簿については、「プロポーザル実施要綱5(2)エ 担当者名簿」では、主たる担当者について記載することとなっています。 一方「参加表明書及び技術提案書作成要領(2)技術提案書 様式第6号(担当者名簿)①」では、全員分を作成することとなっています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	プロポーザル実施要綱を正とし、主たる担当者について作成してください。
3	業務担当者が複数である場合の業務担当者の経験及び能力評価方法の確認	「プロポーザル実施要綱(別添)提案書を特定するための評価基準」では、業務担当者の経験及び能力が評価対象となっております。 担当者が複数人の場合は、どのように配点されるのでしょうか。	主たる担当者のみを評価対象とします。
4	策定委員会について	策定委員会の構成員の所属・役職や人数について、現時点で決まっておればお聞かせください。	現時点で未定です。なお、庁内組織ではありません。
5	京丹波町森林整備計画書の閲覧について	技術提案書の提出期限前に、京丹波町森林整備計画書の閲覧は可能でしょうか。 また、可能な場合はその方法をご教示ください。	可能です。 平成24年5月30日から平成24年6月8日の期間中に、京丹波町監理課で閲覧できます。 なお、閲覧を希望する場合は、事前に電話で予約してください。